

Q22 自主報告

自主報告とは何ですか？

A 自主報告とは、後見事務の内容について、後見人の方から家庭裁判所に自主的に定期報告をすることです。自主報告の対象となった方は、原則として、毎年、ご本人の誕生月（または裁判所が指定した月）の1日から末日までの間に、報告書を裁判所に提出する必要があります。

1 裁判所は、原則として1年に1回定期的に監督を行います。その時期をご本人の誕生月と定めることで、後見人は、より正確な報告書を目指して、あらかじめ準備がしやすくなります。

提出期限はご本人の誕生月（または裁判所が指定した月）の末日です。万が一報告書の提出が遅れそうな場合は、期限までに必ず家庭裁判所にご連絡ください。

2 自主報告の対象となる方には1回目限り家庭裁判所からお知らせを送付しますが、その後の定期報告の際には特にお知らせは送付しませんので、提出期限を忘れないようにご注意ください。

なお、自主報告に使用する書式は、お知らせの際に一緒にお送りします。

3 自主報告の対象とならない方については、今までどおり報告書の提出を求める書面を家庭裁判所からお送りします。

4 自主報告の書式は最初の1回しかお送りしませんので、これを原本として保存していただき、報告の都度、コピーした後に記入していただくことになります。

万が一紛失してしまった場合は、福岡家庭裁判所のホームページからもダウンロードできます。

自主報告書式が掲載されている web ページ

http://www.courts.go.jp/fukuoka/saiban/tetuzuki_katei/seinengo_sodan/

記載例

(基本事件 平成●年(家)第●号 ご本人 ●● ●●)

後見等事務報告書

作成日 平成●年●月●日 氏名(報告者) 福岡 次郎 印

住所 ●●市●●町●●丁目●番●号

後見人等が転居された場合も、裁判所にご連絡いただき、新住所地の住民票の写しを提出してください。

年齢 ●● 歳 電話番号(自宅)

職業 会社員

(携帯) 090(0000)0000

ご本人の生活状況について

日中連絡を取りやすい電話番号を記載してください。

1 前回報告以降、ご本人の住所に変化はありましたか。

☐ 変わらない。

☒ 以下のとおり変化があった。→変化の内容が確認できる資料(住民票、入院や施設入所に関する資料など)を本報告書とともに提出してください。

【住民票上の住所】

〒 -

新たに施設に入所したような場合は、施設入所に関する資料の添付を忘れないようにしてください。

【実際に住んでいる場所】(※入院先、入所施設などを含む。)

〒000-0000

福岡市●●●● グループホーム▲▲(H28.10から入所)

2 前回報告以降、ご本人の健康状態や生活状況に変化はありましたか。

☐ 特にない。

☒ 以下のとおり変化があった。

本人の病状が安定したため、入院していた▲▲病院を退院し、平成28年10月からグループホーム▲▲に入所している。現在、▲▲病院には2週間に1回通院している。

ご本人の財産状況について

1 前回報告以降、ご本人の定期的な収入・支出状況に変化がないか確認してください。確認の結果、月々の定期収入額・定期支出額のいずれかの費目に月額1万円以上の変化はありましたか。

☐ 特に変わらない。→定期収支表の提出は不要です。

☒ 以下のとおり変化があった。→変化の内容等が確認できる領収書等の裏付け資料と定期収支表を提出してください。

定期収支の変化を確認するために、まずは定期収支表を作成してください。記載例のようにいずれかの費目に1万円以上の変化がある場合にはこちらにチェックし、作成した定期収支表を提出してください。裏付け資料も忘れずに添付してください。

変化の内容			変動時期	変動月額		裏付け資料
①	☐ 収入 ☒ 支出	医療費	H28.10～	12.2万円	☐ 増 ☒ 減	領収証
②	☐ 収入 ☒ 支出	施設費	H28.10～	9.5万円	☒ 増 ☐ 減	領収証

2 前回報告以降、1回につき10万円を超えるような臨時収入又は臨時支出がありましたか。

☐ いずれもなかった。

☒ 以下のとおりあった。→内容と金額等が確認できる領収書等の裏付け資料を提出してください。

① 日付, ②内容, ③金額, ④入出金通帳, ⑤裏付け資料の内容を明記し、忘れずに裏付け資料を添付してください。

臨時収入・臨時支出の内容			年月日	金額	裏付け資料
①	☒ 収入 ☐ 支出	遺産分割による代償金	H29.3.5	120万円	遺産分割協議書写し、通帳写し
②	☐ 収入 ☒ 支出	後見人の報酬	H28.12.25	18万円	審判書謄本写し
③	☐ 収入 ☒ 支出	車いすの修理費	H29.7.23	12万円	領収証

3 前回報告以降、ご本人が得た金銭（定期収入、臨時収入の全てを含む。）は、全額、今回コピーを提出した通帳に入金されていますか。

☐ 全額入金されている。

☒ 以下のとおり入金されていない。

原則として、受領した金銭は直ちにご本人の口座に入金してください。

収入の内容・金額		現在の管理状況	入金されていない理由
①	見舞金5万円	後見人が現金で管理	昨日受領し、銀行口座に入金する時間がなかった。
②			

4 前回報告以降、ご本人の財産から、ご本人以外の人（ご本人の配偶者、親族、後見人等自身を含みます。）のために支出（家族への扶養料は除く。）をしたことがありますか。

☐ ない。

☒ 以下のとおり支出した。→内容と金額が確認できる領収書等の裏付け資料を提出してください。

支出の内容		時期	金額	裏付け資料
①	本人の孫の出産祝い金	H28.10.17	3万円	
②				

お祝い金のように領収証等がないものについては、裏付け資料の添付は不要です。

- 5 その他，裁判所に報告しておくべきことがあれば以下にお書きください。

来年5月頃に本人所有の自宅屋根の修繕を検討中であり，80万円程度の支出が見込まれる。1回につき50万円を超える支出となるため，事前に見積書を家庭裁判所に提出し，支出の可否について判断してもらう予定。

1年以内に保険金を受領する予定がある，不動産の売却を検討している，遺産分割をする予定である等，ご本人の財産状況に今後影響がありそうな事項についてはこちらに記載してください。

記載例

(家) 第●●●●●●●●号 【ご本人: 福岡 太郎】

財産目録 A

作成日 平成 29 年 ●● 月 ●● 日 氏名 福岡 次郎

(注) 財産目録 A は、毎回必ず作成して提出してください。

1を除く各項目は、前回の報告書に記載した内容と異なる場合は、必ず変更してください。
財産の内容(財産目録 B に記載がある事項)に少しでも変化があった場合は、一番右の □ にレ点を入れてください。
この場合は、前回までに報告したものも含め、改めて現在の財産の内容を財産目録 B にお書きいただき、これらの内容が確認できる資料とともに提出してください。

1 預貯金(後見制)

報告書を作成する直前に銀行等で最新の出入金状況を記帳し、こちらに最終記帳日を記入してください。

本人の財産の内容は以下のとおりです。

No.	金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	残高(円)	最終記帳日	通帳管理者
①	▲▲銀行	▲▲支店	普通	●●●●●●●●	1 5 0 0 0 0 0	H29.12.7	後見人
②	▲▲銀行	▲▲支店	定期	●●●●●●●●	1 0 0 0 0 0 0	H29.12.7	後見人
③	▲▲信託銀行	本店	後見信託	●●●●●●●●	1 2 0 0 0 0 0		後見人
④	後見制度支援信託をご利用の方は、こちらに記入してください。						
⑤							
⑥	後見制度支援信託の信託財産については毎年信託銀行から送付される通知書の写しをご提出いただければ、信託銀行の通帳や証書の写しを提出する必要はありません。						
現					5 0 0 0 0	手持ち現金の記入を忘れないでください。	
合 計					1 4 5 5 0 0 0		

※後見制度支援信託をご利用の方は、信託銀行から送付される通知書の写しを添付してください。

2 不動産(土地)

不動産の売却等により財産状況に変化があった場合にはこちらにチェックして、財産目録 B も作成して提出してください。

☐ なし ☐ 前回報告から変化なし ☒ 本人の財産の内容は財産目録 B のとおり

3 不動産(建物)

該当財産がない場合にはこちらにチェックしてください。

☐ なし ☐ 前回報告から変化なし ☒ 本人の財産の内容は財産目録 B のとおり

4 保険契約(ご本人が契約者又は受取人になっているもの)

☒ なし ☐ 前回報告から変化なし ☐ 本人の財産の内容は財産目録 B のとおり

5 負債

該当財産はあるが、前回報告から内容が変化していない場合にはこちらにチェックしてください。内容に変化がない場合には財産目録 B の作成、提出は不要です。

☐

6 その他(投資信託、公債、社債、手形、小切手、貸金債権など)

☐ なし ☒ 前回報告から変化なし ☐ 本人の財産の内容は財産目録 B のとおり

記載例

財産目録 B

(注) 財産目録Bは、預貯金・現金以外の各財産に何らかの変化があった場合にのみ作成して提出してください。

2 不動産(土地)

No.	所在・地番	地目	地積 (㎡)	備考
①	●●市●●町●丁目●●番●	宅地	275.78	持分は2分の1
②	●●市●●町●丁目●●番●	田	580.54	H29.5.6相続により取得
③				
④				

売却処分、抵当権の設定、相続による取得等、財産の変化の内容について記入してください。

3 不動産(建物)

No.	所在・家屋番号	種類	床面積 (㎡)	備考
①	●●市●●町●丁目●●番地●	居宅	112.43	
②	●●市●●町●丁目●●番地●	倉庫	367.22	H29.7.10売却処分済み
③				
④				

②のように売却処分によって不動産(建物)に変化があった場合には、変化がなかった①の不動産(建物)も含めて該当する全ての財産を記入するようにしてください。

4 保険契約(ご本人が契約者又は受取人になっているもの)

No.	保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額 (受取額) (円)	受取人	備考
①	(株)▲▲生命	養老保険	●●●●●●	1,000,000	本人	H29.3.5満期
②						
③						
④						

保険が満期を迎えて保険金が入ったり、保険期間の途中で解約するなどして、財産内容に変化があった場合には記入するようにしてください。

5 負債(銀行、信販会社、親族等からご本人が借り入れている債務)

No.	債権者名(支払先)	負債の内容	残額 (円)	返済月額 (円)	備考
①	▲▲銀行	住宅ローン	15,600,000	98,000	残回数●回
②					
③					
合 計			15,600,000		

6 その他(投資信託、株式、公債、社債、手形、小切手、貸金債権など)

No.	種類	銘柄、振出人等	数量(口数、株数、額面金額等)	備考
①	投資信託	●●MRF	●●口(評価額●●万円)	
②	株式	●●●●●	●●株(評価額●●万円)	H29.1.9●株売却
③				
④				

株式を売却するなどして財産内容に変化があった場合には記入するようにしてください。

記載例

財産目録C

なっている「遺産分割未了の相続財産」がある。

として

(注) 財産目録Cは、ご本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産がある場合にのみ作成して提出してください。

1 被相続人について

- (1) 被相続人の氏名 : (福岡花子)
- (2) ご本人との関係 : 本人は被相続人の (夫) にあたる。
- (3) ご本人の法定相続分 : 本人の法定相続分は遺産全体の (2 分の 1) である。

2 遺産分割の時期について

☒ (平成30年7月) ころを予定している。

☐ 未定

報告書作成時点での見込みで構いませんので、時期を記入してください。

3 遺産預貯金（普通預金）

☒ 遺産の内容は次のとおり ☐ 別紙一覧表のとおり ☐ 当該財産は存在しない ☐ 不明

No.	金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	残高 (円)	最終記帳日	通帳管理者
①	▲▲銀行	▲▲支店	普通	●●●●●●●●	2,330,000	H29.9.1	後見人
②	▲▲銀行	▲▲支店	定期	●●●●●●●●	5,690,000	H29.3.17	後見人
③							
④							
⑤							
この目録に全て書ききれない場合には、別紙を作成して添付していただいても構いません。					8,020,000		

4 遺産不動産（土地・建物）

☒ 遺産の内容は次のとおり ☐ 別紙一覧表のとおり ☐ 当該財産は存在しない ☐ 不明

No.	内容（種類）	所在地	面積 (㎡)	備考
①	☐ 宅地 ☒ 居宅 ☐ その他 ()	●●市●●町●丁目●●番●	140.25	
②	☒ 宅地 ☐ 居宅 ☐ その他 ()	●●市●●町●丁目●●番地●	92.99	
③	☐ 宅地 ☐ 居宅 ☒ その他 (山林)	●●市●●町●丁目●●番地●	855.23	
④	☐ 宅地 ☐ 居宅 ☐ その他 ()			
⑤	☐ 宅地 ☐ 居宅 ☐ その他 ()			

5 その他の遺産（有価証券・保険金・貸金など）

☐ 遺産の内容は次のとおり ☐ 別紙一覧表のとおり ☒ 当該財産は存在しない ☐ 不明

No.	種類・特徴等	金額（価格）	管理場所（管理者・借受人等）	備考
①				
②				
③				
合計				

記載例

（家）第●●●●●●●号 【ご本人： 福岡 太郎】

定期収支表

各項目のい
前回報告以
裁判所から個
しておいてく

（注）定期収支表は収支状況の変化を把握するための重要な書類ですので、必ず作成してください。①前回からいずれかの費目に1万円以上の変動がある場合、②裁判所から提出を求められた場合には提出してください。

1 定期的な

■ 定期的な収入は次のとおり。 □ 別紙一覧表のとおり。 □ 収入はない。 □ 不明

No.	種 類	金額（月額）	管理状況（管理者・入金銀行等）	備 考
①	年金	国民 年金	約80,000円	後見人・2か月に1回預貯金①に入金
		厚生 年金	約170,000円	同上
		年金		
②	給与（役員報酬等を含む）		2か月に1回入金されている場合には振込金額を2で割るなどして1か月当たりの金額を算出してください。	年額●●円
③	不動産収入（家賃・地代等）			年額●●円
④	介護保険・高額医療払戻し	約20,000円		
⑤				
合 計		約270,000円		

2 定期的な支出（ご本人の施設費、医療

前回と比較して定期収入のいずれかの費目に1万円以上の変化があるかを確認してください。

■ 定期的な支出は次のとおり。 □ 別紙

No.	種 類	金額（月額）	備 考（支払先、内訳等）
①	施設費（入所費・諸経費）	約95,000円	
②	医療費（入院費・通院費）	約20,000円	▲▲病院への通院
③	差入代（衣類・おむつ等）	約15,000円	
④	公租公課	住民税	
		固定資産税	約13,000円
		社会保険料	約7,000円
		その他	
⑤	日常生活費	食費	年額や引き落としの回数、どの通帳から引き落とされているか等の参考となる情報を記載しておくとう分かりやすいです。
		光熱費	
		住居費	
		その他	
⑥	負債返済（ローン等）	98,000円	住宅ローン。預貯金①から自動引き落とし。
⑦	家族への扶養料		
⑧	保険料	6,500円	▲▲生命の
⑨			
合 計		約254,500円	・・・（B）

3 毎月

【定期収入】約27万円(A)－【定期支出】約25.5万円(B)＝約1.5万円（黒字）

定期的な収支の予定としては、月額で

※上記の(A)－(B)により計算した金額

■ 約 1.5 万円の黒字

□ 約 万円の赤字

が見込まれる。

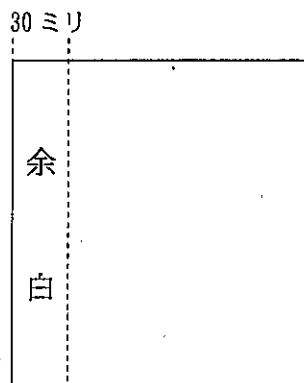
《提出書類の書式について》

1 裁判所に提出する各種書面の書式について

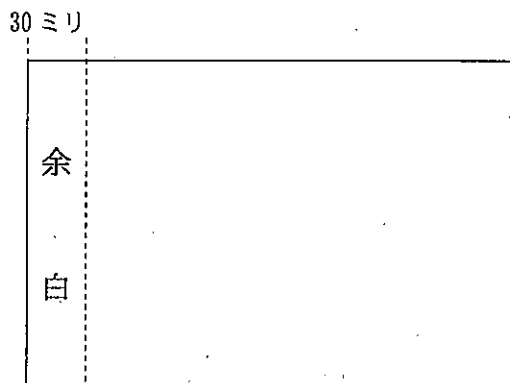
裁判所に対して資料などの書面を提出される場合には、原則としてA4版（297ミリ×210ミリ、この用紙と同じ大きさ）の用紙をご利用ください。

ただし、どうしてもA4版に収まらない場合には、A3版（420ミリ×297ミリ、A4判の倍の大きさ）をご利用ください。

また、記録につづって保存する関係から、下図のように左端に3センチのとじ代（余白）がで
きるようにしてください。



A 4 版

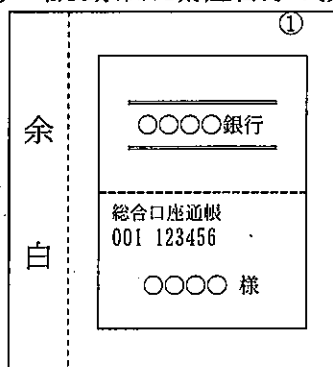


A 3 版

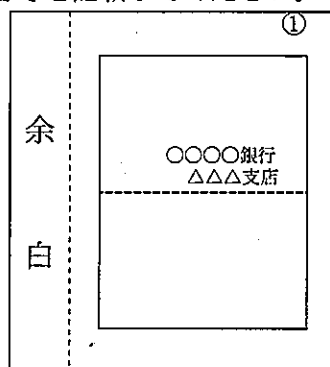
2 預金通帳のコピーの取り方について

預金通帳をコピーする際には、以下の要領をお願いします。

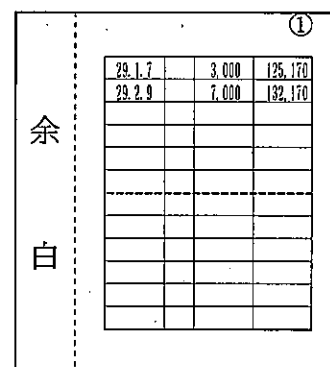
- ① 書式については、上記1に記載のとおりです。A4版用紙を用いて、左端に3センチのとり代（余白）ができるようにしてください。
- ② 下図のとおり、「表紙」と「表紙の次の見開きページ」、及び同封した照会書に記載された範囲のページをコピーしてください。
- ③ 右上余白に財産目録の預金番号を記載してください。



表紙



表紙の次のページ



記帳部分

《お問合せ先》

福岡家庭裁判所 後見監督第1係, 第2係 電話 092-981-9609, 092-981-9610

住所 〒810-8652 福岡市中央区六本松4丁目2番4号

U R L http://www.courts.go.jp/fukuoka/saiban/tetuzuki_katei/seinengo_sodan/

<資料Ⅰ> 伺い文書の記載例

基本事件 平成27年家第99999号

本人氏名：甲野 太郎

福岡家庭裁判所 御中

基本事件（後見開始時の事件）
の番号とご本人の氏名、後見
人の住所、氏名、連絡先を必
ずお書きください。

平成29年10月10日

後見人等氏名： 甲野 花子 印

住所： 福岡市中央区●●

電話番号：（日中連絡が取れるもの）

伺い

本人所有の福岡市中央区●●の建物について、壁の塗装工事をしたいと思
いますので、●●万円（見積書の金額）を本人財産から支出したいと思いま
すがいかがでしょうか。

【参考となる事情】

本件建物は現在空き家ですが、築●年と老朽化しており、壁がはがれ落ちて
通行人等に損害を与える可能性があります。

本人の財産は現在約●●万円であり、工事代金●●円を支出する余裕があ
ります。

【添付資料】

- ・最新の通帳写し
- ・塗装工事代金見積書
- ・現在の壁の写真（12枚）

形式は特に決まっていませんので、
内容は自由にお書きください。
添付資料や書き方でわからないこ
とがあれば家庭裁判所までお気軽
にお問い合わせください

<資料Ⅱ>

財産管理の具体例一覧

1 財産の管理と整理の方法

ご本人の財産を把握し、安全確実に管理してください。

たとえばこんな場合は？		回答	詳細説明ページ↓
1	ご本人名義の複数の小口の預貯金を定期預貯金等を利用して統合する。	○	8
2	ご本人の高価な動産や居住用でない不動産を処分してご本人の支出に充てる。	△	(事前に裁判所に相談し、指示に従ってください。) 12
3	ご本人の居住用となる不動産を処分(売却, 賃貸, 賃貸借の解除, 抵当権の設定など)する。	※	「居住用不動産処分許可」申立てが必要です。 12
4	後見人がご本人の不動産を購入する。	※	「特別代理人選任」申立てが必要です。 14
5	ご本人の不動産に後見人の債務に関する抵当権を設定する。	※	「特別代理人選任」申立てが必要です。 12
6	遺産分割において, ご本人の相続分が法定相続分を下回る。	△	(事前に裁判所に相談し、指示に従ってください) 13
7	ご本人名義の財産を後見人(保佐人, 補助人)や第三者の個人名義にする。	×	7
8	ご本人名義の財産を元本が保証されないような金融商品(株, 投資信託, 為替リスクを伴う外資建ての積立個人年金など)に投資する。	×	7
9	親族や他人にご本人の金銭か金員かを貸し付ける。	×	9
10	ご本人の不動産を親族や他人へ贈与したり, 低価格で売却する。	×	9
11	ご本人が住む見込みのない不動産を購入する。	×	12

- 2 ご本人の財産から支出できるものは、基本的には、ご本人の生活・医療看護に関する費用及び後見等事務に関する費用のみです。

たとえばこんな場合は？	回答	詳細説明ページ↓
1 ご本人に関する税金，保険料などの支払い	○	9
2 後見事務に要する諸費用（コピー費用，交通費など）	○	（常識の範囲内で） 9
3 ご本人に扶養義務のある配偶者の子らの必要生活費	△	（常識の範囲内で） 9
4 ご本人の親族などへの慶弔費	△	（常識の範囲内で） 10
5 ご本人の移動のために使用する福祉対応車両の購入	△	（裁判所に要相談） 10
6 ご本人の介護をしている親族への報酬	△	（裁判所に要相談） 10
7 後見人に対する報酬をご本人の財産から勝手に差し引く	×	21

★ 重要 ★

あくまで例示ですので，個別的な事情，疑問や不安がある場合には，審判をした家庭裁判所にご相談ください。

<資料Ⅲ>

申立てに必要な資料

事 件 名	申 立 費 用	申立書に添付する書類
居住用不動産の 処分についての 許可（Ｑ１１）	①収入印紙 ８００円	①戸籍謄本 ・成年後見人 ・成年被後見人
	②郵便切手 ８４円×１枚 １０円×１枚	②住民票 ・成年後見人 ・成年被後見人
		③その他 ・契約書案、不動産の登記簿謄本など（処分内容に応じた書類が必要となりますので詳しくは家庭裁判所へお尋ねください。）
特別代理人選任 （Ｑ１３）	①収入印紙 ８００円	①戸籍謄本 ・成年後見人 ・成年被後見人
	②郵便切手 ８２円×２枚 １０円×２枚	②住民票 ・成年後見人 ・成年被後見人 ・特別代理人候補者
		③その他 ・利益相反行為関係書面（契約書案、遺産分割協議書案、不動産登記簿謄本）など
成年後見人辞任 許可（Ｑ１７）	①収入印紙 ８００円	①戸籍謄本 ・成年後見人 ・成年被後見人
	②収入印紙 １４００円	②住民票 ・成年後見人 ・成年被後見人
	③郵便切手 ５００円× ３枚 ８４円× ５枚 １０円× ３枚 ５円× ６枚 １円×１０枚	③その他 ・辞任の理由を証する資料 ・財産目録・財産を証する資料等
成年後見人選任 （Ｑ１７）	①収入印紙 ８００円	①戸籍謄本 ・成年後見人 ・成年被後見人
	②郵便切手 ５００円× ３枚 ８４円× ５枚 １０円× ３枚 ５円× ６枚 １円×１０枚	②住民票 ・成年後見人 ・成年被後見人 ・成年後見人候補者
		③その他 ・必要に応じ候補者質問票・財産目録等
成年後見人に対 する報酬の付与 （Ｑ２０）	①収入印紙 ８００円	①その他 ・報酬請求期間の後見事務状況を報告する書面 ・財産目録及び財産を証する資料（コピー）
	②郵便切手 ８４円×１枚	

※戸籍謄本、住民票に関しては、過去１年以内に後見開始等の申立てにより、家庭裁判所に提出されている方は省略可能です。

※申立書は各家庭裁判所の窓口でお取り寄せください。（福岡家庭裁判所のホームページからダウンロードすることも可能です。）

※添付書類や郵便切手は、必要に応じて追加を求められる場合があります。

事 件 名	申 立 費 用		
成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の囑託（回送囑託）	①収入印紙	800円	①住民票 ・選任審判（開始審判）後に申立人又は本人の住所が変わった場合
	②郵便切手	500円×2枚 84円×3枚 5円×1枚	②申立てをすることについての成年被後見人の同意書 ・申立人以外に成年被後見人（財産管理権限を有する者）が選任されている場合
		③申立てをすることについての成年被後見監督人の同意書	・成年被後見監督人が選任されている場合
成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可	①収入印紙	800円	①戸籍謄本又は死亡診断書の写し ・戸籍謄本は本人の死亡の記載のあるもの
	②郵便切手	84円×1枚	②預貯金通帳の写し及び債務の存在を裏付ける資料 ・債務弁済のための本人名義の預貯金の払戻しの場合
		③寄託契約書（案）	・本人が入所施設等に残置していた動産等に関する寄託契約の締結の場合

【電話による裁判所へのお問合せについて】

成年被後見制度は、たいへん多くの方が利用されていますので、家庭裁判所へのお問合せに際しては、お名前だけを告げられても即座に特定できません。

次の手順でご連絡いただけますようお願いいたします。

- ① まず、このパンフレットをお手元に置いてから、審判をした家庭裁判所に電話をしてください。
- ② 家庭裁判所に電話がつながったら、「成年被後見に関する用件」である旨を教えてください。
また、担当書記官や調査官が分かっている場合、その担当者名を教えてください。
- ③ 次に、ご本人及び被後見人の氏名を教えてください。

しばらくお待ちいただければ、担当者と事件（案件）が特定できますので、その後にご用件をお話してください。

福岡家庭裁判所及び各支部，出張所一覧

本庁（後見センター） 〒810-8652 福岡市中央区六本松4丁目2番4号	(電話) 092-981-9608 092-981-9609 092-981-9610
甘木出張所 〒838-0061 甘木市菩提寺571番地	(電話) 0946-22-2113
小倉支部 〒803-8532 北九州市小倉北区金田1丁目4番1号	(電話) 093-561-3431
行橋支部 〒824-0001 行橋市行事1丁目8番23号	(電話) 0930-22-0035
飯塚支部 〒820-8506 飯塚市新立岩10番29号	(電話) 0948-22-1383
直方支部 〒822-0014 直方市丸山町1番4号	(電話) 0949-22-0522
田川支部 〒826-8567 田川市千代町1番5号	(電話) 0947-42-0163
久留米支部 〒830-8530 久留米市篠山町21番地	(電話) 0942-38-6141
八女支部 〒834-0031 八女市本町537番地の4	(電話) 0943-23-4036
柳川支部 〒832-0045 柳川市本町4番	(電話) 0944-72-3832
大牟田支部 〒836-0052 大牟田市白金町101番地	(電話) 0944-53-3504

福岡家庭裁判所ホームページ

HP : <http://www.courts.go.jp/fukuoka/>